

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317
www.ihsfu.net

2014年度茨高教組中央委員会

12月7日(日) 10:00 - 16:00 土浦市亀城プラザ 土浦市中央2丁目16-4

地公労交渉で7年ぶりの賃上げと不妊治療休暇改善 人事委員会勧告制度の趣旨に反する「給与制度の総合的見直し」

10月24日に地公労妥結

12月に県議選がある関係で、今年の人事委員会勧告は例年より早く出され、地公労による県当局との交渉は10月10日、17日、24日に取り組まれた。3回目の交渉でも、県当局は財政難を理由に、人事委員会に勧告された給与引き上げを明言しなかったが、最終的には勧告通り、2014年4月からの、①給料月額平均0.3%引き上げ、②

ボーナスの0.15月分引き上げで合意した。

また、長年地公労が要求してきた、③初任給の引き上げ、④在職者調整については、12月までに地公労と県当局で協議の上決定するとした。

公務労働者の7年ぶりの賃上げは、全労連や連合などが、大企業の内部留保を切り崩して労働者の賃金を引き上げるよう要求して実現した民間賃金引き上げが反映している。しかし、賃

金が上がったといっても消費税増税を上回る賃上げではなく、引き続き「春闘」や「秋闘」での賃金引き上げのとりくみが欠かせない。

県当局は交渉で、通勤手当の算定における燃費基準を現行のガソリン1リットル当たり9.5kmを11kmにしたいと提案した。交渉の結果、燃費基準を10.5km、諸経費を現行の1リットル当たり30円から35円に見直すことで合意した。

パワーハラスメント相談案件で県教委の調査すすむ

具体的責務をもつ相談員の設置

茨城県教育委員会は、「茨城県教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する要綱」(2014年8月5日施行)にもとづいて申し立てられた相談事例2件について、調査を進めている。

同要綱は、教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育課にそれぞれ、「相談窓口」を設置し、総括課長補佐、人事担当課長補佐(高教課)ないし人事・計画担当課長補佐(特支課)を「相談員」に指定して、相談者本人等から

の相談・苦情に応ずるものとされ、事実確認・問題解決のための助言、相談者の心身面のケア、さらにパワーハラスメントをおこなった職員に対する注意・指導などパワーハラスメント排除に向け必要な措置を講じたうえで、相談者に報告することとしている(本紙第1086号)。

相談員による事情調査の取組み

要綱の制定をうけて提起された2件の相談について、現在、高校教育課の相談員による相談と事情調査がおこなわれている。

1件は、牛久高校の黒田裕之校長が「生徒・保護者からの要望」だとして、一切の調査確認なしに部活動顧問の教諭をその職務から追放したうえ、「あなたを信用していない」「使えない」「牛久高校に来るべきではなかった」「教員を辞めるしかない」などと面罵叱責した事例で(9月2日申立て、本紙第1083号)、もう一件は、同じ牛久高校で、特定教員に対するインターネット上での一部の生徒・保護者らによる誹謗中傷、PTA総会等での名誉毀損がおこなわれ、黒田裕之校

問題の多い「給与制度見直し」

8月7日、人事院は、「給与制度の総合的見直し」すなわち、

①民間賃金の低い12県の官民給与の実情を適切に反映させるとして、給与の2%引き下げとセットに地域手当を見直す、

②官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直しをおこない50歳台後半層の給料を4%引き下げる

ことを勧告していた。これを受けて、10月3日、茨城県人事委員会は、

①国に準ずることを基本として、新たな給料表に引き下げる。給与の引き下げは15

年4月1日から実施し、18年4月1日に完成させる。

②地域手当を見直し、全県一律6%とする

ことを勧告した。国家公務員に関する人事院勧告の「給与制度の見直し」を地方公務員に反映させることは、県内の民間賃金との格差をもとに茨城県職員の賃金水準を決定するという人事委員会勧告制度の趣旨に反する。

「給与制度の総合的見直し」は、地方人事委員会や地方自治体に対する、安倍内閣のつよい圧力のもとで実施されている。安倍政権は、一方では“アベノミクスの成果”だという民間企業の賃上げを広く地方や中小企業にも広げる要があると言いながら、他方で公務員労働者の賃下げを強行するものであり、政策的矛盾がある。

地公労による最終交渉の結果、勧告通り2015年4月から給料を2%引き下げる、地域手当を2018年4月から一律6%にする、15年4月から4%に引き上げることとなった。ただし、「改正」後の給料月額が2015年3月の給料月額に達しない職員には、18年3月まで差額を保障する(「現給保障」)ことになった。

不妊治療のための特別休暇

地公労交渉の結果、不妊治療のための特別休暇が、現行の年5日から6日に改善された。

不妊治療のための特別休暇制

度を設けている県が少ないなか、県当局は当初、改善の必要はないと回答していた。それに対して、交渉では茨高教組の女性組合員から次のような発言があった。

「不妊治療を受診する職員が多くないという回答ですが、学校現場では受診しようと思ってもなかなか受診できないのが実際の所です。まず、①医師から指定された日でないと受診できませんが、学校行事等でその日に病院に行けないことが多くなっています。②治療してもすぐに治らない場合が多いのです。医師には、焦らずに淡々と受診しなさいと言われていました。③不妊治療は高額で1回で40万円かかる場合もあります。④不妊治療を受診できる病院は茨城では9つしかなく、不足しています。男性対象の病院は茨城にはありません。こうした中で、治療を続けるか仕事を辞めるかで悩んでいる教員もいます。具体的な改善をぜひ実現して欲しい。」

この女性組合員の発言を受けて、次世代育成や子育て支援の観点から不妊治療のための休暇制度を改善する必要性、他県に先駆けても取り組みを前進させる意義を、多くの参加者が訴えて改善をかちとった。

県当局に、特別休暇制度のさらなる改善を求めていく必要がある。✽

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第38回）

最高裁の人種隔離違憲判決と南部社会の暴力的様相

「まだ夢がある」と語る M. L. キングにとっての「現状」（第4回）

奴隷制廃止後の人種隔離政策

南北戦争 Civil War 後の「再建 Reconstruction」すなわち南部諸州の社会改革は中途半端なものに終わった。黒人は奴隷身分から解放されたものの、土地を獲得して自作農民となる道は断たれて小作農民の地位に置かれ、いっぽう新たな生活を求めて北部へ移住した者は大都市の下層労働者として、いずれも貧困のなかにあった。

とりわけ南部では「ジム・クロウ法」と総称される人種隔離を法定する州法があらたに制定され、学校、食堂、病院などが人種別に設置され、あるいは同じ施設を利用する場合には車両、出入口、トイレ、待合室等を分離することが法律で義務づけられた。それらは人種差別を禁じた 1868 年制定のアメリカ合衆国憲法修正第 14 条（欄外）に明

らかに違反するものであったが、連邦最高裁は 1896 年のプレッシー対ファーガスン判決などで「分離しても平等 separate but equal」であると強弁し人種隔離を正当化していた（第 1087 号）。

学校の人種隔離は修正第 14 条違反

1954 年、連邦最高裁はオリヴァー・ブラウン対教育委員会事件判決で、従来の判例を変更し、「分離しても平等」とする原則には根拠がないとし、カンザス州法による白人専用小学校と黒人専用小学校の分離を憲法違反とした。

判決は、まず「この問題に取り組むにあたり、われわれは、修正条項〔第 14 条〕が採択された 1868 年にもどることはできないし、プレッシー対ファーガスン判決が書かれた 1896 年にすら戻ることもしかない」と宣言する。そのうえで、従来の

判例を無批判に踏襲するのをやめる。そして、当時のアメリカ社会における学校教育の現状を踏まえたうえで、その役割とそこでの人種隔離の影響について検討し、結論を導き出した。

今日、教育は州政府および地方政府のもっとも重要な機能であろう。〔……〕今日、教育は子どもに文化の価値に目覚めさせ、その後の職業訓練に備えさせ、環境への正常な適応を助けるためのもっとも重要な手段なのである。〔……〕

年齢も適性も同じ彼ら〔白人と黒人〕をその人種 race だけを理由にたがいに分離することは、彼らの感情と思考 hearts and minds に対して、これまで受けたこともないような影響を及ぼして、社会的地位に関する劣等意識を生じさせる。

学校における人種隔離が現実には悪影響を及ぼすことが明らかである以上、それは正当化できないというのである。

公教育の場面においては、もはや「分離しても平等 separate but equal」という原則には存在の余地はない。〔……〕われわれは、いまやそのような隔離 segregation は、法の平等な保護 equal protection of law の否定であると宣言する。

こうして、「法の平等な保護」という合州国憲法修正第 14 条の規定が、本来の趣旨にしたがって解釈される端緒が開かれたのである。

20 世紀なかばの南部社会

学校における人種隔離は憲法違反とされたが、ただちに学校以外での人種隔離を定める各州の法律が全部違憲で無効となったのではない。それにはこの 1954 年からワシントン大行進の 1963 年にいたる人種差別撤廃運動、いわゆる公民権運動を経なければならなかった。

当時の南部諸州では、公共施設における隔離は人種差別の一例にすぎなかった。「リンチ」すなわち殺人を含む黒人に対する暴力行使が公然とおこなわれ、警察や裁判所がそれを許す風潮が一般的だった。1955 年 8 月、ミシシッピ州で、店員の白人女性に話しかけた黒人の少年が町の白人 2 人からリンチを受け、殺害される事件が起きた。少年は北部のシカゴから親類の家に遊びに来ていたもので、南部では黒人男性が白人女性に親しげに話しかけることさえ許容されず、簡単に報復としての暴力行使の標的にされることを知らなかった。

ブラウン対教育委員会事件判決の直後でもあり、公判のようすは北部の報道機関によって報道されて、全国的な注目をあびていた。全員が白人で構成される陪審員団は、わずかな協議時間ののち「無罪」の評決をくだした（ジェームズ・バーダマン『黒人差別とアメリカ公民権運動』2007 年、集英社新書）。

人種主義 racism の典型例としてのアメリカ合州国の黒人差別は、経済的格差、一般的な社会生活上の差別としての施設利用上の隔離に加えて、このように男女関係の絶対的禁止を含むものだった。「人種 race」の「純粋性」を維持するためには「混血」を防止しなければならず、婚姻はもちろん性的関係が法律で禁止されたうえ、あらゆる場面で異なった「人種」間の男女の接触が禁忌とされた。施設利用上の隔離を定めた州法には、こうした目的もあった。

英領植民地時代以来、白人男性が黒人女性と性関係を持つことで「混血」が進行してきた現実があり（典型的には、独立宣言起草者にして第 3 代大統領トマス・ジェファソン）、その一方で黒人男性と白人女性の性関係を忌避し、違反した黒人男性をリンチの対象とするのは矛盾している。これこそ人種主義 racism に必ず随伴する男女差別 sex

discrimination の自家撞着的本質である。

政治的権利 civil rights の剥奪

「無罪」となったリンチ殺人事件の犯人はこう言い放った。

俺が生きているところじゃ、ニガー〔黒人〕に投票なんかさせるもんか。もし投票でもすりゃ、奴ら、政府を乗っ取ることになるだろう。そうなりゃ、どこに立てどこにすわれと、俺に指図してくる。だが、俺の子供と一緒に学校に行かせるなんてことはまっぴらだ。

黒人差別には選挙権など政治的権利の剥奪も含まれていた。修正第 15 条（欄外）もまた、第 14 条同様、黒人の投票権を剥奪する州法によって空文化していたのである。したがって、公民権運動は、政治的権利の獲得、その第一歩としての選挙における投票権獲得をもめざすものだった（欄外注）。（つづく）✂

注 こうしたことを勘案すると、「公民的」という一般的でない日本語があげられている civil rights movement の「シヴィル civil」は、「ポリティカル political」と同義ととらえてよいだろう。ラテン語のキヴィタス civitas はギリシア語のポリス polis の訳なのであり、ホップズやロックにとってそうであったように、civil と political はおなじ意味内容をもつ。civil に「市民的」「公民的」など、どのような訳語をあてるにしても、それと political とを対立的・排他的なものにとらえて、「公民権運動」から political の要素を排除する必要はないのである。逆に言えば、日本では political をきわめて狭い意味での「政治的」な場面に局限してとらえる傾向があるが、本来、日常的な「市民生活」に関する事項という意味あいをあわせ持つのである。

ついでに触れておくと、現代日本における公務員とりわけ教育公務員の「政治的行為の禁止」の意味するところに留意すべきである。国公法・地公法・教育公務員特例法・公職選挙法により、選挙権行使に関連するさまざまな行為だけでなく、政党活動が事実上全面的に禁止されているほか、被選挙権が絶対的に剥奪されている〔公務員は退職しなければ選挙に立候補できない〕。われわれの置かれている状況は、生来保持しており、憲法によって保障 guarantee されている人権が、憲法違反の下位法によって根底的に剥奪される状態なのである。それは人種差別体制下の黒人の状況と通底している。

アメリカ合衆国憲法

修正第 14 条〔1868 年〕 第 1 節 合州国において出生または帰化し、その管轄権 jurisdiction に服するすべての人は、合州国およびその居住する州 State の市民 citizens である。いかなる州も合州国市民の特権 privileges または免除 immunities を制限する abridge 法律を制定し make または執行しては enforce ならない。いかなる州も法の適正な過程 due process of law によらずに、何人からも生命 life、自由 liberty または財産 property を奪ってはならない。また、その管轄内にある何人に対しても法の平等な保護 equal protection of the laws を拒んではならない。

修正第 15 条〔1870 年〕 第 1 節 合州国市民の投票権 the right of citizens of the United State to vote は、人種 race、体色 color、または従前の労役の状態 previous condition of servitude を理由として、合州国または州により拒否されまたは制限される be denied or abridged ことはない。